

5 私のしごと館の用地に関する用途規制等について

建築、用途変更の制限

精華町及び木津川市の条例により、以下の建築物を建築し、又は以下の建築物に用途変更することを制限

- 1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍(研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設及び研究用住宅等は除く)、下宿
- 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令で定めるもの(研究所及び研修所に附属するもの、又は床面積が1,500平方メートル以下は除く)
- 3 ホテル及び旅館(研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く)
- 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(研究所及び研修所に附属する施設は除く)
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 8 劇場、映画館、演芸場及び観覧場(研究所及び研修所に附属するものは除く)
- 9 幼稚園、小学校、中学校
- 10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 11 公衆浴場
- 12 診療所
- 13 自動車教習所
- 14 自動車車庫(附属車庫は除く)
- 15 倉庫業を営む倉庫
- 16 畜舎(15平方メートル以下は除く)
- 17 自動車修理工場
- 18 法別表第二(リ)項第三号に掲げる事業を営む工場
- 19 法別表第二(リ)項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

※18.19は、引火性ガスや溶剤、材料等の工場、危険物の貯蔵又は処理施設など

景観法の制限

京都府景観条例による景観形成上の制限

緑化面積 敷地の30%以上
壁面後退 精華大通り境界から40m以上

高さの制限

精華町及び木津川市の条例により、建物の高さを制限

建物高限度 31m以下

大規模小売店舗の制限

精華町及び木津川市の条例により、大規模小売店舗の建築を制限

建物内の店舗総床面積が1,000㎡超
集客施設の総床面積が10,000㎡超

〔なお、しごと館西部に誘導地区があり、ホームセンター、スーパーマーケット、家電量販店、レストラン等が進出〕